

○石狩川流域下水道組合運営会議等設置規程

制 定 平成24年12月 1 日 訓令第1号

(設置)

第1条 石狩川流域下水道組合（以下「組合」という。）の処理する事務について、関係市町間の調整を図り、行政運営の適正かつ円滑な執行と行政効果の推進を図るとともに、石狩川流域下水道事業について北海道及び関係市町間の調整を図るため、運営会議その他必要な機関を設置する。

(機関の種類)

第2条 前条の規定により設置する機関は、次のとおりとする。

- (1) 運営会議
- (2) 副市町長会議
- (3) 部課長会議
- (4) 実務担当者会議

(運営会議)

第3条 運営会議は、関係市町間の密接な連絡調整を図り、組合運営に関し、有効かつ適切な施策の遂行を期するとともに、石狩川流域下水道事業に関する北海道及び関係市町間の調整に向けた協議を行うための機関とする。

- 2 運営会議は、関係市町の長をもって構成する。
- 3 運営会議は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 組合運営に関する基本方針に関する事項
 - (2) 重要施策の策定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 北海道と関係市町間との調整に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるものを除くほか、組合長が特に必要があると認める事項
- 4 運営会議は、必要に応じ、組合長が招集する。
- 5 運営会議の議長は、組合長をもって充てる。

(副市町長会議)

第4条 副市町長会議は、運営会議に付される事案のうち、事前に検討及び調整を必要とする事案の検討及び調整並びに必要に応じ、運営会議に付議を必要としない組合運営全般の事案に関する調整及び石狩川流域下水道事業に関する北海道及び関係市町間の調整に向けた協議を行うための機関とする。

- 2 副市町長会議は、関係市町の副市町長をもって構成する。
- 3 副市町長会議は、必要に応じ、組合長が招集する。
- 4 副市町長会議の議長は、副組合長のうちから組合長があらかじめ指名する者をもって充てる。

(部課長会議)

第5条 部課長会議は、組合運営全般の事案について、調査及び検討並びに運営会議及び副市町長会議に付議を必要としない軽易な事案に関する調整及び石狩川流域下水道事業について北海道及び関係市町間の調整に向けた協議を行うための機関とする。

- 2 部課長会議に下水道担当部会及びし尿等担当部会を設置し、下水道のみに係る事案については下水道担当部会、し尿等のみに係る事案についてはし尿等担当部会において、下水道及びし尿等の双方に係る事案については部課長会議の全体による会議（以下「全体会議」という。）において、調査及び検討並びに調整を行う。
- 3 部課長会議は、関係市町のそれぞれ下水道及びし尿等に関する事務を所掌する部・課長をもって構成する。
- 4 部課長会議は、必要に応じ、事務局長が招集する。
- 5 部課長会議の議長は、下水道担当部会にあつては事務局長、し尿等担当部会にあつては事務局次長をもって充て、全体会議にあつては事務局長をもって充てる。

(実務担当者会議)

第6条 実務担当者会議は、事務及び技術に関する専門的な調査及び研究を行うための機関とする。

(庶務)

第7条 運営会議、副市町長会議、部課長会議及び実務担当者会議の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。